

静岡市SDG s 実施指針

～持続可能なまちづくりのために～

前文

2015年9月にニューヨーク国連本部で開催された国連持続可能な開発サミットで、193の国連加盟国が2030年までに達成を目指す国際目標、SDG s^{エス・ディー・ジーズ}（持続可能な開発目標）が採択されました。17の目標（ゴール）・169のターゲットから構成されたSDG sは、「誰ひとり取り残さない」という理念のもと、ジェンダー平等、気候変動、海洋汚染等の世界的課題について、今を生きる私たちだけでなく、子、孫といった、その次の世代までのことを考えた取組を求めています。

本市は、政府からSDG sの優れた取組を行う都市であるSDG s未来都市に選定され、国連からSDG sの普及・達成に向け世界各国をリードし、ネットワークを形成することを担う都市としてLocal 2030 Hub（SDG sハブ都市）に選定され、市内はもとより、日本国内さらには世界へSDG s推進の輪を広げていく役割が求められています。

もっとも、SDG sの達成に取り組む理由は、世界の課題を解決するためだけではなくありません。例えば、地域医療の体制整備や治水対策は、世界的大流行となった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）や日本各地で発生している記録的な大雨による災害から、私たちの命を守り、安心して住むことができる、持続可能なまちづくりへとつながっています。

そこで、地方自治体は、地域に根差した活動を行う自治会・町内会、数多くの実績を積み重ねてきた市民団体、未来を見据えた研究を行う大学・研究機関、あらゆる分野でビジネス展開をしている企業などの様々なステークホルダーとともに、世界共通言語であるSDG sのもと、互いの強みを持ち寄ってパートナーシップ（連携）を築き、SDG sの達成、ひいては持続可能なまちづくりに取り組んでいく必要があります。

30年、50年、さらには100年先においてもSDG sを体現し、持続的な発展を遂げているまちとなるよう、本市は様々なステークホルダーとのパートナーシップのもと、SDG sの推進に取り組んでいきます。

第1 目的

本市におけるSDG sの取組を推進するため、第4次静岡市総合計画（以下、「4次総」という。）の基本計画にSDG sを明確に位置付けました。

この指針は、4次総に位置付けた「SDG sの推進」を図るために、必要な事項を示すとともに、国連で示された2030年までの17の目標（ゴール）、169のターゲットを意識した市政運営を通じて、静岡市基本構想（令和4年12月16日議決）に基づく「世界に輝く静岡」の実現に資することを目的とします。

第2 取組方針

本市は、SDG s未来都市・アジア初のハブ都市として、SDG sを「知る・理解する」から「行動する」に至るまで、様々なステークホルダーと連携してSDG s推進に取り組むことで、地域課題解決を図るとともに、国際社会における責任を果たしていきます。

本市のSDG s推進における取組方針として以下の3つを定めます。

(1) 全庁を挙げた取組の推進

4次総に位置付けたSDG sの推進について、全庁を挙げて取り組むとともに、各局各課においては、4次総に基づき所管する事業や個別計画にSDG sの要素を組み込み、SDG sの推進に取り組みます。

(2) パートナーシップ

SDG sの達成に向けて「行動する・連携する」ことを促していくため、行政・企業・団体・学生等の連携機会の創出に取り組み、パートナーシップを通じて、SDG sを推進していきます。

(3) 情報発信

国際会議や市の様々な取組を通じて、静岡市(行政・民間)のSDG sの取組を広くPRし、国内外での本市の存在感を高める取組を行っていきます。

第3 推進体制

(1) 静岡市4次総・SDG s推進本部会議

4次総におけるSDG sの取組を推進するため、市長を本部長とする静岡市4次総・SDG s推進本部会議を設置します。SDG sに関する情報や各局・区等の取組を共有するとともに、本部会議では、先進的な取組や新たな知見を深めることで、全庁的にSDG sの取組を推進します。

(2) SDG s主任者

全庁でSDG sを推進するため、各局・区等及び各課かい等にSDG s主任者を置きます。

第4 役割

(1) 企画局の役割

① 情報収集・発信

国内外のSDG sに関する情報やSDG sの推進に係る市民、自治会・町内会、団体、企業等の取組や連携による取組を収集し、全庁に共有します。

また、本市におけるSDG s推進の取組を、SDG s未来都市として国内に向けて、ハブ都市として世界に向けて、情報発信します。

② 進捗の分析

企画局は、本市の取組をSDG s目線で評価するVLR (Voluntary Local Review) を作成し、SDG sの取組の達成度を評価、検証し、更なるSDG sの取組を推進します。

③ 各局・区等との協働・支援

企画局は、各局・区等からのSDG s推進に係る相談に応じることで、庁内におけるSDG s推進の取組を支援します。

(2) 各局・区等の役割

所管する事業の立案、実施の際には、SDG sの要素を組み込むことで、事業の実施を通して、SDG sの推進に取り組みます。

また、所管する個別計画等を策定し、又は改定するときは、SDGs の解説及びその理念と当該個別計画等との関連を記載します。

(3) 職員の役割

職員は、SDGs の理解に努め、目標年次である 2030 年を見据えた長い時間軸と、169 のターゲットの多様な着眼点という広範な視野を意識して、自らの業務に取り組みます。また、SDGs に関する研修会、意見交換会等に積極的に参加し、関係課かい等及び様々なステークホルダーと連携し、自らの業務を進めます。

(4) SDGs 主任者の役割

局・区等の SDGs 主任者は、所管する各課かい等における SDGs 推進のとりまとめを行うとともに、課かい等の SDGs 主任者と連携のもと、各局・区等における SDGs の推進に取り組みます。課かい等の SDGs 主任者は、所属内において本指針に基づいた事業実施が行なわれているか確認し、支援するとともに、所属職員と連携のもと、SDGs の推進に取り組みます。

附 則

この実施指針は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この実施指針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この実施指針は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。